

郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第30号

郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（平成18年郡山市規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）</p> <p>第17条 省令第65条の9の2第1項の申請書は、政令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第50号様式）によるものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請書が提出されたときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否を決定し、申請者に対し、<u>政令第47条第1項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第51号様式）を交付する。</p> <p>第17条の2 省令第65条の9の2第3項の申請書は、<u>政令第47条第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第51号様式の2）によるものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請書が提出されたときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否を決定し、申請者に対し、<u>政令第47条第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第51号様式の3）を交付する。</p>	<p>（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）</p> <p>第17条 省令第65条の9の2第1項の申請書は、<u>政令第43条の5第1項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第50号様式）によるものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請書が提出されたときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否を決定し、申請者に対し、<u>政令第43条の5第1項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第51号様式）を交付する。</p> <p>第17条の2 省令第65条の9の2第3項の申請書は、<u>政令第43条の5第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第51号様式の2）によるものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請書が提出されたときは、高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否を決定し、申請者に対し、<u>政令第43条の5第6項</u>に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第51号様式の3）を交付する。</p>

第54号様式（その1）を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54号様式（その1）の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。